

質問の件名及び質問の要旨(質問時間)	答弁を求める者
<p>1 自治体での終活支援、終活登録 (20分)</p> <p>2018年の公職選挙法の改正により、2019年の統一地方選から市議会議員の選挙においては、選挙期間中に街頭演説の際などで証紙を貼った所謂マニフェストを配れるようになりました。「お願いから約束へ」と政治を変える転換点において、公明党市議団としてのマニフェストに「自治体の終活支援、終活登録ーエンディングノートの普及、横須賀市のような登録事業」と、掲げさせていただいております。</p> <p>鶴ヶ島市においても「エンディングノート」は作成されております。「終活ノート」とも呼ばれ、「わたしのこと」のページでは、生年月日などの基本情報など、「おもいで・あしあと」では、自分の人生の振り返り、「今のわたし」では、特技や趣味、好きな音楽、映画、これからやりたいこと、行きたい場所、会いたい人などを書きとめます。</p> <p>さらに、「もしもの時は」では、延命治療を望むかどうか、介護してほしい人や場所、財産管理をお願いしたい人などを、「エンディング」では、葬儀仕方、喪主や遺影の写真の用意の有無、お墓のこと、もしもの時の連絡先リストなども書きとめられ、ペットのことも書く欄があります。</p> <p>なんとなく、本人がまだ元気なうちは、話しづらいこともエンディングノートを介すれば話しやすいのではないのでしょうか。</p> <p>成年後見人となった司法書士から、親族がいない場合、本人は何を望み、何を大切にされていたのか、ちょっとしたヒントでもあればという思いを禁じ得ないと伺いました。また、任意後見契約や公証人役場での遺言書の作成などにも助言やサポートが必要に思えます。</p> <p>横須賀市では、情報開示を了解することを条件に、「終活関連情報」を、生前に市に登録し、万一の時、病院・消防・警察・福祉事務所や、本人が指定した方に開示して、本人の意思の実現を支援する事業が行われています。大和市の「おひとり様などの終活支援事業」は、所得制限等をなくし、不安を持つ市民全てに対象を拡大しています。</p> <p>(1) エンディングノートの普及と活用の状況と取組について (2) 社会福祉協議会による権利擁護支援センター事業の運営状況とそこから見える課題について (3) 鶴ヶ島市としての終活支援、終活登録について</p>	<p>市長</p>

質問の件名及び質問の要旨(質問時間)	答弁を求める者
<p>2 児童館に洋式トイレを (10分)</p> <p>児童館は、幼児や放課後の子どもたちやが安心して遊べる居場所です。脚折児童館利用のお母さんからトイレの洋式化の要望があり、鶴ヶ島市内4カ所全ての児童館を点検したところ、西児童館と上広谷児童館には、洋式と和式があるものの、脚折児童館と大橋児童館のトイレは、全て和式でした。</p> <p>多くの公共施設は、更新の時期を迎えており、複合化や統廃合など児童館についても将来を見通せませんが、施設の更新を待たずに洋式トイレの整備をすることが必要ではないでしょうか。</p> <p>(1) 児童館でのトイレの利用状況と利用者からの声について (2) 児童館の今後の建て替えなどの方向性について (3) 脚折児童館と大橋児童館のトイレの洋式化について</p>	<p>市長</p>
<p>3 人事評価の状況について (15分)</p> <p>鶴ヶ島市の平成29年度人事行政の運営等の状況において、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価「能力評価」と業績を把握した上で行われる勤務成績の評価「業績評価」を実施し、昇給及び人事異動等における参考資料の外、職員の人材育成において活用していると記載されています。</p> <p>これは、平成26年の地方公務員法の改正より、新たに人事評価制度が導入された事に基づいているものです。</p> <p>一方、適切な評価には、目標管理が重要とされておりますが、事務分掌等の見直しなどはどのように行われているのでしょうか。また、以前は各部、各課の目標がホームページ上に載せられておりましたが、今は見当たりません。</p> <p>(1) 鶴ヶ島市の人事評価について (2) 各部、各課の事務分掌等の見直しの現状や課題について (3) 鶴ヶ島市の各部、各課の目標管理について</p>	<p>市長</p>
<p>4 地域の交流拠点、防災拠点の自治会館 (15分)</p> <p>つるがしま中央交流センターは、認可地縁組織として共栄連合自治会が地方創生拠点整備交付金を得て建設されました。多くの自治会館が、市に寄附をする形で運営されているのとは違い、認可地縁団体として、毎年の総会などを開き、自立して運営されています。</p> <p>平成23年6月議会で私は、「自治会館を不動産登記するための法人化制度は、平成3年の地方自治法の改正に伴い可能になりましたが、市に、その為の条例がなく、ほとんどの自治会館は無登記のままです。市で高額</p>	<p>市長</p>

質問の件名及び質問の要旨(質問時間)	答弁を求める者
<p>の補助をしている自治会館のそのような状況は、問題です。」と指摘し、条例の制定を訴えました。平成24年3月に制定された鶴ヶ島市認可地縁団体印鑑条例について、その意義と現状の活用状況、課題を伺い、市として目指すべき方向について考えたいと思います。</p> <p>また、自治会館は、地域の交流の拠点であり、防災の拠点でもあります。自治会館の建て替えには、上限1000万円で半分補助、修繕する場合は、上限150万円で半分補助です。県の助成を基準にしているもので、地域の交流や防災の拠点となる場合は、政策的に上乘せをするなどインセンティブを設けるべきではないでしょうか。</p> <p>(1) 市に土地の寄附をしている自治会館の公共施設としての位置づけについて</p> <p>(2) 認可地縁団体として共栄連合自治会が運営されているつるがしま中央交流センターの建て替えや修繕などの今後の在り方について</p> <p>(3) 鶴ヶ島市認可地縁団体印鑑条例制定後の状況とその意義、市として目指すべき方向性について</p> <p>(4) 地域の交流、防災の拠点として、自治会館の建て替えや大規模修繕への助成拡大について</p>	